

伊豆市監査委員 告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年11月22日

伊豆市代表監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 三田 忠男

記

1. 監査の期日 平成25年11月21日（木）

2. 監査の対象 総務部総務課、地域づくり課、財務課

3. 監査の方法

提出された監査資料等に基づき、各担当課の説明を受けたのち、事情聴取並びに関係書類の審査を行った。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲においては、関係法令等に準拠して執行されており、特に指摘事項はありません。

5. 監査の概要・意見

対象部課の監査結果の概要及び意見は、次のとおりです。

① 総務部総務課

文書法規事務事業の情報公開申請状況では、情報公開条例の開示請求件数は平成24年度34件、平成25年10月末現在で10件が出されている。その内、非開示は平成24年度5件、平成25年度2件であり、情報公開審査会(3名)で審査されていることが確認できた。

情報公開が叫ばれる昨今、広い意味で情報公開を捉えた場合、行政情報を市民に対して積極的に公開していただきたい。また、図書館への伊豆市市政情報コーナーを設置するなど、広報紙やホームページ、FMISの活用以外の公開手段として検討していただきたい。

行政改革事業では、第2次集中改革プランによる抜本的な行政改革が求められる中で、平成22・23年度で実施された事業評価は平成24年度には施策評価にレベルアップされたが、今後は第3次行政改革大綱及び行政改革プランの策定に向けて、行政評価の理論と技法を確立し、伊豆市行政改革推進委員会の適切な助言・答申を求め、市民への施策の「有効性、効率性を重視すること」を目的として事業を推進されたい。

職員研修福利厚生事業では、平成24年度175名（延べ人数）、平成25年10月末現在92名（接遇研修と平塚市交流研修が新たに行われる。）参加されたことが確認できた。さらに、安全衛生管理として各種啓蒙推進のための講演等が行われていることを確認した。また、ふじ33プログラムを実施している。今後とも各種プログラムへの積極的な参加を呼び掛けられたい。

なお、自己研さんのため資格取得等を目指す職員のための顕彰制度や、職員履歴への記載等を含めて、自己研さん意識の向上を図るための制度改革を検討していただきたい。

② 総務部地域づくり課

地域づくり推進事業のコミュニティ FM の開局状況に関しては、地域コミュニティの活性化、災害緊急時の活用、地域情報の共有に寄与されていることが確認できた。今後は、事業拡張のためにもアンケート調査等を行い、視聴率の調査をすると共に運営の向上を図られたい。なお、災害時の放送として、本年 9 月の台風 18 号と 10 月の 26 号の放送は有効になされたことが確認されている。また、伊豆市からの広告料として 700 万円が計上されていることも確認した。今後は、さらに市民生活に密着した放送局とするためにも効果的な行政 PR を進めていただきたい。

地域づくり制度の進捗状況については、本年 8 月に市内 13 小学校区でタウンミーティングが実施され、現在、旧湯ヶ島小学校区と旧土肥南小学校区で本制度への取り組みが始まっている。この制度を周知徹底するためにも、伊豆市ホームページの協働コンテンツに地域づくり制度の制度説明を貼り付けていただきたい。また、区長等地域の代表者には、地域づくりの手引書を作成の上配布していただきたい。

消防救急広域化に関しては、法定協議会が立ち上げられたことを確認した。今後は、協議会の進捗状況を市民に周知徹底されたい。

防災用資機材購入費の状況に関しては、従来からの各地区における防災訓練を行うと共に、広域避難所への参集訓練を実施し、住民目線で防災資器材の点検等をするなど、有事に備えていただきたい。

③ 総務部財務課

公有財産管理事業における普通財産の活用状況と今後の計画及び遊休市有地の処分の考え方については、学校再編等で 8 件の普通財産の活用状況について説明を受けた。中でも、旧大東小学校はナチュラルキッチンと本年 9 月に契約交渉に入っていること、旧土肥ふじみ幼稚園は粹松亭と交渉継続中、旧土肥幼稚園は NPO 豆州倶楽部が使用中であることが確認できた。

なお、不動産鑑定料は 900 千円の予算に 4,271 千円が補正され 5,171 千円となり、旧大東小学校、旧月ヶ瀬小学校、旧土肥ふじみ幼稚園の鑑定評価が行われていることを確認した。

また、遊休市有地の処分については、利活用を目的に積極的に公募等は行っているようだが、今後は、市有財産の計画的かつ有効的な活用が図られるよう、市有財産売却及び利活用の基本方針を早期に制定されたい。

検査事務事業については、検査員は検査事務規程第 2 条第 3 号で定める者、検査長には副市長、副検査長に総務部長、検査員に各部局長及び財務課検査員と定められている。検査員の業務は、規程第 2 条に定める検査室が行う検査は、①130 万円を超える建設工事、②50 万円を超える業務委託、③130 万円を超える製造業務となっている。また、工事検査における現状では、平成 25 年 10 月末の検査実績件数として、土木工事 14 件、舗装工事 2 件、建築工事 9 件、管工事 5 件、水道施設 2 件、清掃施設 2 件、機械設備 1 件、電気 2 件、通信工事 1 件、塗装 3 件、業務委託 7 件、合計 48 件であり、平均工事成績評点は 73 点で昨年度の 75 点に比べて下がっているが、これは評点を変更したためのものである。

以上、適正に検査業務が行われていることを確認した。併せて、配点は担当部署 60 点、検査員 40 点であることが確認できた。